

長崎市教育委員会規則第12号

長崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月29日

長崎市長教育委員会教育長 西本 徳明

長崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

長崎市学校運営協議会規則（令和3年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「3年」を「3年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。